特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和4年12月22日

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	介護保険事務						
②事務の概要	・介護保険法および青梅市介護保険条例等にもとづき、被保険者の資格管理、保険料の賦課、要介護 (要支援)認定等および保険給付などに関する業務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、および転出・死亡等による資格喪失 等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ②介護保険料の賦課等 被保険者の所得等に応じた保険料を算出・賦課し、滞納状況により保険給付の制限等を行う。 ③要介護(要支援)認定等 被保険者等の要介護認定申請等にもとづき調査等を実施し、要介護(要支援)状態を認定する。 ④保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。						
③システムの名称	介護保険システム、収納消込システム、口座管理システム、特別徴収情報管理システム、団体内統合 宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル							
3. 個人番号の利用	3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68項						

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>1) 実施する実施しない3) 未定
②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 2、3、5、6、8、11、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、1 06、109、120の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 2、3、5、6、7、10、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、53、55の2、59の3の各条 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 93、94の各項
	(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 46、47の各条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 介護保険課 高齢者支援課
②所属長の役職名	介護保険課長 高齢者支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
--	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康福祉部 介護保険課 介護保険管理係 認定係 高齢者支援課 包括支援係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和	11年12月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	1年12月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
されている。	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	もネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワーク	フシステム	を通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≤の接続		[]接絲	売しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[]	自己点検	[0]	内部監査	[]外部監	査
9. 従業者に対する教育・啓	外 発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	高齡介護課長 大沢 正美	高齡介護課長 中村 浩二	事後	人事異動による変更のため
平成29年7月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,6,17,22,26,33,39,42,4 3,56の2,58,61,62,80,81,87,90,93,94,95, 97,106,109,117項	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、 42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、 90、93、94、95、108の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 1、2、3、4、6、7、10、19、22の2、24の 2、25、30、31の2、32、33、43、43の2、4 4、46、47、55の各条 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 93、94の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 46、47の各条	事後	
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	介護保険事務事務	介護保険事務	事後	
平成30年4月1日		・介護保険法および青梅市介護保険条例等にもとづき、被保険者の資格管理、保険料の賦課、徴収、要介護(要支援)認定等および保険給付などに関する業務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者の資格管理被保険者の資格管理被保険者の資格管理被保険者の政得、および転出・死亡等による資格の取得、および転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ②介護保険料の賦課・徴収被保険者が所得等に応じた保険料を算出・賦課し、保険料の徴収・滞納処分等を行う。 ③要介護(要支援)認定等被保険者等の要介護認定申請等にもとづき調査等を実施し、要介護(要支援)状態を認定する。 ④保険給付介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。	・介護保険法および青梅市介護保険条例等にもとづき、被保険者の資格管理、保険料の賦課、要介護(要支援)認定等および保険給付などに関する業務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者の資格管理被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、および転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者配等を交付する。 ②介護保険料の賦課等被保険者の所得等に応じた保険料を算出・賦課し、滞納状況により保険給付の制限等を行う。 ③要介護(要支援)認定等被保険者等の要介護認定申請等にもとづき調査等を実施し、要介護(要支援) 状態を認定する。 ④保険給付 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、収納管理システム、団体内 統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成30年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108の各項(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1、2、3、4、6、7、10、19、22の2、24の2、25、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、55の各条	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 2、3、5、6、8、11、22、26、33、39、4 2、43、56の2、58、61、62、80、81、87、9 4、97、106、109、120の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 2、3、5、6、7、10、15、19、22の2、24 の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、 43の2、44、47、49、53、55の2、59の3の 各条	事後	
		2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 93、94の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 46、47の各条	2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 93、94の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 46、47の各条		
平成30年9月6日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	高齡介護課長 中村 浩二	高齡介護課長	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部 高齡介護課	健康福祉部 介護保険課 高齢者支援課	事後	組織改正による変更のため
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	高齡介護課長	介護保険課長 高齢者支援課長	事後	組織改正による変更のため
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 高齡介護課 介護保険管理係 認定係 介護保険料係 包括支援係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	健康福祉部 介護保険課 介護保険管理係 認定係 高齢者支援課 包括支援係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	事後	組織改正による変更のため
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	4、97、106、109、120の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 2、3、5、6、7、10、15、19、22の2、24 の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、	1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、3 9、42、43、56の2、58、61、62、80、81、8 7、94、97、106、108、109、120の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22 の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、 33、43、43の2、44、47、49、53、55、55 の2、59の3の各条 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 93、94の各項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 46、47の各条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	11日 ②法令上の根拠 2、情報照会の根拠 2、情報照会の根拠 2、情報照会の根拠 2、情報照会の根拠 3 3 3 3 3 3 3 3 3		1、情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 2、情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号	事後	
令和4年1月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、団体内 統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、収納消込システム、口座管理システム、特別徴収情報管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和4年12月15日	り扱う事務	介護保険システム、収納消込システム、口座管理システム、特別徴収情報管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、収納消込システム、口座管理システム、特別徴収情報管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	